

○北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針(以下「道方針」という。(令和2年12月25日公表))の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年6月30日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前(令和6年12月24日一部改正)
<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本道の水産業は、<u>令和5年</u>の生産量が<u>113万トン</u>、生産額が<u>2,916億円</u>、漁業就業者数が<u>約2万人</u>であり、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。また、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 漁業の状況</p> <p>本道の水産業は、<u>令和4年</u>の生産量が<u>115万トン</u>、生産額が<u>3,182億円</u>、漁業就業者数が<u>約2万2千人</u>であり、多くの沿岸地域において中核的な産業となっている。また、本道の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2～第7 (略)</p>	<p>第2～第7 (略)</p>
<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙1-1 さんま」から「<u>別紙1-17 ぶり</u>」に、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は別紙2に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域」から「別紙3-62 しじみ北海道内水面水域」</p>	<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙1-1 さんま」から「<u>別紙1-16 かたくちいわし太平洋系群</u>」に、特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)についての具体的な資源管理方針は別紙2に、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙3-1 さけ(しろさけ)北海道海域」から「別紙3-62 しじ</p>

<p>に、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>み北海道内水面水域」に、それぞれ定めるものとする。</p>
<p>(別紙 1-1 さんま) ~ (別紙 1-16 かたくちいわし太平洋系群) (略)</p>	<p>(別紙 1-1 さんま) ~ (別紙 1-16 かたくちいわし太平洋系群) (略)</p>
<p><u>(別紙 1-17 ぶり)</u></p> <p>第 1 特定水産資源 ぶり (ステップアップ管理対象資源)</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 北海道ぶり漁業</p> <p><u>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>① <u>水域</u> ②の对象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域</p> <p>② <u>対象とする漁業</u> ぶりを漁獲する漁業 (北海道に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、ぶりを採捕する漁業をいう。)</p> <p>③ <u>漁獲可能期間 (注) 漁獲可能量を管理する期間</u> 7月~翌年6月</p> <p><u>(2) 漁獲量の管理の手法等</u> 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を北海道ぶり漁業に配分する。</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 特になし。</p> <p>第 5 その他資源管理に関する重要事項 資源管理基本方針の本則の第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(別紙 2) (略)</p>	<p>(別紙 2) (略)</p>
<p>(別紙 3-1 さけ (しろさけ) 北海道海域) ~ (別紙 3-7 ひらめ北海道 (日本海~津軽海峡海域)) (略)</p>	<p>(別紙 3-1 さけ (しろさけ) 北海道海域) ~ (別紙 3-7 ひらめ北海道 (日本海~津軽海峡海域)) (略)</p>

<p>(別紙3-8 ぶり) <u>削除</u> <u>ぶり(令和7年3月7日付けの資源管理基本方針改正で特定水産資源となり、別紙1へ規定。)</u></p>	<p>(別紙3-8 ぶり)</p> <p><u>第1 水産資源</u> <u>ぶり</u></p> <p><u>第2 資源管理の方向性</u> <u>MSY(最大持続生産量)ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、現状の資源量(32万トン付近)以上に維持することを資源管理の方向性とする。</u></p> <p><u>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u></p> <p><u>第4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>特になし。</u></p>
<p>((別紙3-9 にしん北海道) ~ (別紙3-62 しじみ北海道内水面水域) (略))</p>	<p>((別紙3-9 にしん北海道) ~ (別紙3-62 しじみ北海道内水面水域) (略))</p>